

## 新興市場銘柄の取引に関する説明書

### 【新興市場銘柄の性格】

- ① 新興市場銘柄は、一般の上場銘柄と同様金融商品取引所市場において売買取引されるものの、上場等の審査は実質上取引所や日本証券業協会ではなく引受幹事証券会社が行い、取引所等の審査は極めて簡素化されており、一般の上場審査のように厳しくチェックは行われていません。新興市場上場では、会社設立後経過年数、利益及び株主資本の額についての基準も定められておりません。
- ② 一般の上場銘柄と比較して、新興市場銘柄の発行会社は、通常、独自の技術・発想等を核にして事業を展開している、高成長の可能性を秘めた、創業後比較的日の浅い企業などであるため、事業内容に新規性があるものの、新規事業の企業化に要する費用等を多く必要とし、まだ収益基盤が確立されていないことなどにより、財務体質が脆弱な状態の会社もあります。
- ③ 新興市場銘柄の発行会社は、一般の上場銘柄と比較して、更に小規模な会社であることが多いため、その株式は市場性が薄く、価格が一方に大きく変動することがあり大幅な利益を生じることがある半面、大幅な損失を被るリスクも存在します。
- ④ 新興市場銘柄の発行会社は、決算、半期決算の内容に加え、四半期の業績概況をタイムリーに開示します。したがって、会社が公表する開示資料（目論見書、有価証券報告書等の法定開示資料及び四半期の業績概況等に係る適時開示資料等）をよく検討し、ご自身で投資の判断をしていただく必要があります。

### 『新興市場銘柄とは』

ここにいう新興市場銘柄とは、東京証券取引所の「グロース市場」、名古屋証券取引所の「ネクスト市場」、福岡証券取引所の「Q-Board」、札幌証券取引所の「アンビシャス」の上場銘柄を指します。

以上